

## 第1回阿蘇市議会会議録

- 1.平成29年3月3日 午前10時00分 招集
- 2.平成29年3月6日 午前10時00分 開議
- 3.平成29年3月6日 午後1時34分 散会
- 4.会議の区別 定例会
- 5.会議の場所 阿蘇市議会議場
- 6.出席議員及び欠席議員

### 出席議員

1 番	立石昭夫	2 番	竹原祐一
3 番	岩下礼治	5 番	園田浩文
6 番	菅敏徳	7 番	市原正
8 番	森元秀一	9 番	河崎徳雄
10 番	大倉幸也	11 番	湯浅正司
12 番	田中弘子	13 番	五嶋義行
14 番	高宮正行	15 番	古澤國義
16 番	阿南誠藏	17 番	古木孝宏
18 番	田中則次	19 番	井手明廣
20 番	藏原博敏		

### 欠席議員

4 番 谷崎利浩

7. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市長	佐藤義興	副市長	宮川清喜
教育長	阿南誠一郎	総務部長	和田一彦
市民部長	佐藤菊男	経済部長	吉良玲二
土木部長	伊藤繁樹	教育部長	市原巧
総務課長	高木洋	福祉課長	山口貴生
農政課長	本山英二	建設課長	阿部節生
財政課長	宮崎隆	教育課長	日田勝也
農業委員会事務局長	田口求	税務課長	藤井栄治
ほけん課長	藤田浩司	観光課長	秦美保子
住環境課長	古閑政則	人権啓発課長	下村裕二
市民課長	岩下まゆみ	まちづくり課長	佐伯寛文
水道課長	浅久野浩輝	阿蘇医療センター事務局長	井野孝文

8. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	石寄寛二	議会事務局次長	山本繁樹
--------	------	---------	------

9. 議事日程

開議宣告

議事日程の報告

- |        |          |  |
|--------|----------|--|
| 日程第 1  | 報告第 1 号  | 専決処分の報告について  |
| 日程第 2  | 報告第 2 号  | 専決処分の報告について  |
| 日程第 3  | 報告第 3 号  | 専決処分の報告について  |
| 日程第 4  | 承認第 1 号  | 専決処分の報告について  |
| 日程第 5  | 承認第 2 号  | 専決処分した阿蘇市税条例の一部改正について  |
| 日程第 6  | 承認第 3 号  | 専決処分した阿蘇市国民健康保険税条例の一部改正について  |
| 日程第 7  | 承認第 4 号  | 専決処分した平成 28 年度阿蘇市一般会計補正予算について  |
| 日程第 8  | 議案第 1 号  | 阿蘇市個人情報保護条例及び阿蘇市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について |
| 日程第 9  | 議案第 2 号  | 阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について   |
| 日程第 10 | 議案第 3 号  | 阿蘇市行政財産使用料条例の一部改正について  |
| 日程第 11 | 議案第 4 号  | 阿蘇市介護保険条例の一部改正について   |
| 日程第 12 | 議案第 5 号  | 阿蘇市水道事業給水条例及び阿蘇市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について                                      |
| 日程第 13 | 議案第 6 号  | 平成 28 年度阿蘇市一般会計補正予算について  |
| 日程第 14 | 議案第 7 号  | 平成 28 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計補正予算について   |
| 日程第 15 | 議案第 8 号  | 平成 28 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について   |
| 日程第 16 | 議案第 9 号  | 平成 28 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について  |
| 日程第 17 | 議案第 10 号 | 平成 28 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について  |
| 日程第 18 | 議案第 11 号 | 平成 28 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について   |
| 日程第 19 | 議案第 12 号 | 平成 28 年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算について   |
| 日程第 20 | 議案第 13 号 | 平成 28 年度阿蘇市水道事業会計補正予算について  |
| 日程第 21 | 議案第 14 号 | 平成 28 年度阿蘇市病院事業会計補正予算について  |

午前 10 時 00 分 開議

1 開議宣告

○議長（藏原博敏君） 皆さん、おはようございます。

ただ今の出席議員は19名であります。4番、谷崎利浩君につきましては、所定の手続を経まして欠席の届けを受けております。したがって、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者名簿のとおりであります。

それでは、早速議事に入ります。

#### 日程第1 報告第1号 専決処分の報告について

○議長（藏原博敏君） 日程第1、報告第1「専決処分の報告について」を議題といたします。

経済部農政課長より報告を求めます。

農政課長。

○農政課長（本山英二君） おはようございます。

ただ今議題とさせていただきました報告第1号、専決処分の報告についてご説明をさせていただきます。

議案書の1ページをお開き下さい。

提案理由。本件は、平成28年9月25日、阿蘇市黒川において発生した車両の物損事故について、同年11月30日に示談が成立、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものである。

2ページの専決処分書をご覧ください。

まず1、損害賠償の相手ですけれども、記載のとおりでございます。

事故の詳細、平成28年9月25日、午後12時ごろ、大変申し訳ありませんが、ここで訂正をお願いします。この午後12時ごろというのがお昼の12時でございます。適正な記載としては、午後0時と記載が適切かと思えます。訂正方をよろしくお願いします。

阿蘇市黒川461番地付近、阿蘇市阿蘇農村公園あびか付近農道において、甲の運転する車両が道路を通行する際、舗装の沈下及び隆起に底部が接触し、甲の所有する車両に損害を与えた。

3、損害賠償の額。市は、甲に対して1万6,000円を支払う。甲の損害額4万円、市の過失割合4割でございます。

和解事項、本件事故に関して、今後双方とも裁判上、また裁判外において一切異議申立及び請求を行わないことを確認するというので、若干詳細に説明させていただきます。本件につきましては、当日、本塚のパラグライダーを行うために来ておられまして、移動のために農道を通られましたが、この熊本地震により農道舗装の沈下及び隆起が最大で10センチ程度の高低差がありまして、走行車両の車体と接触してオイルパンが破損したものでございます。当時、この区間が農道ということで、最大10センチではございますが、営農上、通行には支障がないと判断して通行止めの措置は取っていない状況でございました。

以上です。ご審議方、よろしくお願いします。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

5番、園田浩文君。

○5番（園田浩文君） ここは私もよく通るんですけど、これ地震で隆起したものなのか、あそこに一個、カルバートが横断している部分が1箇所あると思うんですけども、場所はどのあたりになりますか。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（本山英二君） 場所についてはですね、あびかの北側の駐車場から、そのまま県道212号にまっすぐ直線の農道があるんですね、11の1工区の中を通る。そこを通られたみたいですね、場所については今言った排水のところ、カルバートがあるところがやっぱり地震で少し下がってしまってますね、極端に10cm下がっているわけじゃなくて、少しカルバートの先の農道部分がですね、地面が下がったということでございます。そういうことで、まあ地震による被災ということで、今回査定に上げて復旧をすることでございます。現場を見ますと、10cmというものの、あくまで農道ですので、ゆっくり行けば防げたと思うんですけど、実際、オイル漏れがしたということでございます。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） はい、他に質疑がないようですので、以上で、報告を終わります。

## 日程第2 報告第2号 専決処分の報告について

○議長（藏原博敏君） 日程第2、報告第2「専決処分の報告について」を議題といたします。

土木部建設課長より報告を求めます。

建設課長。

○建設課長（阿部節生君） おはようございます。

ただ今議題とさせていただきました報告第2号、専決処分の報告についてご説明申し上げます。3ページをお願いいたします。本件は、平成28年12月9日、阿蘇市赤水において発生した車両の物損事故について、平成29年1月26日に示談が成立、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものであります。

次ページ、4ページの専決処分書をお願いいたします。

市は、次のとおり損害賠償の額とそれに伴う和解事項を決定する。

損害賠償の相手方につきましては、右に記載のとおりであります。

事故の詳細につきましては、平成28年12月9日午後8時30分ごろ、阿蘇市赤水546番地付近、市道白雲山荘長陽村線において、甲の運転する車両が道路を通行する際、舗装の沈下及び隆起に左前輪及び左後輪が接触、甲の所有する車両に損害を与えたものであります。

損害賠償の額は、市は甲に対し3万5,370円を支払う。甲の損害額7万744円の過失割合5割ということになっております。

和解事項としまして、本件事故に関して、今後双方とも裁判上または裁判外において一切

異議申立及び請求を行わないことを確認する。

補足説明をいたしますが、本件市道については、県道菊池赤水線の白雲山荘前から南阿蘇村下野方面に向かう圃場整備内の幅員約4mの市道でございます。4月16日の熊本地震の影響によりまして、舗装の複数箇所沈下による段差が生じておりました。特に事故の場所は、約10cm程度の段差であったために、災害復旧事業による本復旧までの間、碎石等による応急修理を行っておりましたが、往来する車両等により、応急箇所の碎石が飛散して段差が露出しておまして、赤水交差点の渋滞を避けて下野方面へ通り抜けようとした甲の車両が接触し、左前輪のタイヤと後輪のタイヤとアルミホイールに損害を与えたものであります。

道路損傷の原因が地震によるものとはいえ、これほどの段差が存在することは通常有する安全性を欠いていたと評価されまして、市の管理に瑕疵があったと判断されました。しかし、運転者においては夜間の見通しが悪い状況でも事故防止のため、道路の整備状況に応じて安全に通行すべき注意義務があり、特に地震被害を受けた地域では、その必要性が重要であるということの判断から、保険会社や弁護士との協議によりまして5割の過失相殺を行ったものであります。

以上、ご審議方、よろしくお願いたします。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

13番、五嶋義行君。

○13番（五嶋義行君） 13番、五嶋です。1点だけ確認します。

運転者の年齢は、何歳でありましたでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（阿部節生君） すみません、詳細までデータをいただいておりますが、30代後半の方でした。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） はい、他に質疑がないようですので、以上で、報告を終わります。

### 日程第3 報告第3号 専決処分の報告について

○議長（藏原博敏君） 日程第3、報告第3「専決処分の報告について」を議題といたします。

経済部観光課長より報告を求めます。

観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） ただ今議案としていただきました報告第3号、専決処分の報告についてご説明を申し上げます。

議案集の5ページをお願いします。本件は、平成28年11月22日、阿蘇市波野大字波野において発生した車両の物損事故について、平成29年2月2日に示談が成立、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

6ページの専決処分書に基づきご説明申し上げます。

損害賠償の相手は、記載のとおりでございます。

事故の詳細として、平成 28 年 11 月 22 日午前 5 時半ごろ、波野支所前の波野ふれあい公園駐車場出入口において、甲の運転する軽トラックが駐車場に進入する際、側溝に布設していたグレーチングが跳ね上がり、車両の底部に接触し、損害を与えたものです。

損害賠償額は 6 万 1,020 円で、市の過失を 10 割とした額になっております。

和解については、本件事故に関して、今後双方とも裁判上、または裁判外において、一切異議申立及び請求を行わないことを確認しております。

補足説明といたしまして、波野ふれあい公園駐車場は、平成 15 年に整備されたものでありますが、駐車場出入り口のグレーチングは、一部区間に歩道用の薄めのグレーチングが敷設されております。そのグレーチングが長年の使用で中央部分が湾曲し、若干隙間が生じていたため、その部分にタイヤが通り、跳ね上がり事故が発生したものです。軽トラックの燃料タンクを損傷しております。

事故発生後は、グレーチングの反りを直し、動かないよう固定する措置を行っております。

今後も、波野支所とも連携を取りまして、安全対策管理に努めてまいります。

以上、ご審議方、お願いします。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

14 番、高宮正行君。

○14 番（高宮正行君） 14 番、高宮です。

以前にも、たしかグレーチングの跳ね上がりが 2 件ぐらいあったように思いますが、これは建設課の所管だったと思いますが、そのときに点検を一斉にやるという話でございましたが、これは観光課の所管だから、その点検はなされてなかったということでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） 点検は、あそこを利用する際とかは、催しがある際はですね、一応点検はしていたところでありますが、周辺のですね、環境のチェックはしていたところでございますが、やっぱり波野支所か建設課ともうちょっと点検はする必要があったと思っております。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（阿部節生君） 前回、私どもの道路のグレーチングで損害賠償事案が発生しました折りに、一応うちのほうも作業員で全部点検を行いましたし、ぐらつきのあるところについては、クリップで留めるなりの措置を行っております。ただ、先ほど議員も言われましたように、ここは公園の入口ということで、道路の舗装の外側になりますので、ちょっとそこまではですね、うちのほうも点検をいたしておりませんでした。仙酔峡の前の事故も、ちょうど仙酔峡の駐車場の入口と、なかなかそういう部分では、うちの道路外、公園の入口とか微妙な部分もありますので、今後はそのあたりは連携を図りながら、また点検を行っていきたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） 14 番、高宮正行君。

○14 番（高宮正行君） お答えいただきましたけれども、やはり 1 箇所では何か起こったとき

には、やっぱり各課連携をしてですね、きちんと事故のないように、特に観光課、建設課、建設課は道路、それと観光課は駐車場というようなことも含めてですね、連携が取れるようにして、事故の無いように今後努力してください。

以上です。

○議長（藏原博敏君） 他に質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） はい、他に質疑がないようですので、報告を終わります。

お諮りいたします。日程第4、承認第1号「専決処分の報告について」から、日程第7「専決処分した平成28年度阿蘇市一般会計補正予算について」までは、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議ないものと認めます。よって、承認第1号から承認第4号までについては、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

#### 日程第4 承認第1号 専決処分の報告について

○議長（藏原博敏君） 日程第4、承認第1号「専決処分の報告について」を議題といたします。

総務課長。

○総務課長（高木 洋君） おはようございます。

ただ今議題としていただきました承認第1号、専決処分の報告についてであります。

議案集の7ページをお開き願います。

本件につきましては、平成28年9月16日、阿蘇市黒川におきまして発生しました公用車の物損事故について、同年11月21日に示談が成立、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づきまして報告し、承認を求めるところであります。

8ページをお願いいたします。事案についてでありますけれども、損害賠償の相手方については、記載の方になっております。

事故の詳細について、ご説明を申し上げます。

平成28年9月16日、午前8時ごろとなっておりますけれども、正式には8時40分前後であります。阿蘇市黒川の県道111号阿蘇吉田線坊中野営場付近におきまして、総務課職員の運転する公用車が走行中に対向してまいりました甲の運転する車両の荷台の柵が開き、これを避けようと路肩に急停車したものの、対向車の柵が公用車のフロントガラス及びサンバイザーに接触、公用車に損害を与えたものであります。

3番、損害賠償の額、これにつきましては、甲は市に対して13万5,162円を支払う。過失割合につきましてはですね、市側には過失はありませんで、相手の運転者、甲のほうの過失ということで10割負担をいただいております。

和解事項といたしまして、本件事故に関して、今後双方とも裁判上、または裁判外におい

て、一切異議申立及び請求を行わないことを確認いたしております。

事故の詳細であります。9月15日が9月議会の最終日であります。16日の日、山上については、火口の火山灰の除去作業が始まっております。その関係で、総務常任委員の皆様方、また9月16日は熊本地震の影響によりまして、一部道路が通行止めになっております。そこが片側通行再開されるということで、経済建設常任委員の皆様方、同行して山上に向かっている途中の事故であります。総務課職員の運転する車が先導車として一番先を走っております。そのときに対向車、左カーブでありました、相手の車はですね、牛馬を積むための普通トラック、後ろの柵が十分に閉まっておりましたので、左カーブを取ったときに、その遠心力で後ろの柵が開いてしまった。それに対して、職員緊急停止、左側にハンドル切って避けましたけども、やむを得ず接触したことになっております。

以上、報告をさせていただきます。ご審議をお願いします。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、承認第1号を採決いたします。承認第1号は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。よって、承認第1号は、承認することに決定をいたしました。

#### 日程第5 承認第2号 専決処分した阿蘇市税条例の一部改正について

○議長（藏原博敏君） 日程第5、承認第2号「専決処分した阿蘇市税条例の一部改正について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（和田一彦君） おはようございます。

ただ今議題としていただきました承認第2号、専決処分した阿蘇市税条例の一部改正についてご説明申し上げます。

議案集の9ページから40ページまでとなります。

まず、9ページでございます。提案理由として、本件は、所得税法等の一部を改正する法律及び特定非営利活動促進法の一部を改正する法律の施行に合わせて、条例の規定を整備し、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正することについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

今回の専決処分につきましては、10 ページの専決処分書に書いてございますように、一番上に書いてありますように、施行日が切迫したということで、議会を招集する時間的余裕がなかったということで専決処分をさせていただいたところでございます。

内容につきましては、18 ページからご説明申し上げます。

まず、第 19 条の改正でございます。これは、法律の改正によりまして、修正申告書の提出等があった場合につきましては、延滞金の計算期間について一定期間の控除をして計算することとされましたので、これに伴う条例の改正でございます。

この条文につきましては、平成 29 年の 1 月 1 日から施行ということで、専決処分の対象ということにさせていただいたところでございます。

次に、19 ページ、36 条の 2 の下のほうであります。36 条の 2 の改正規定でございます。これは、非営利活動法人の名称が変更になったということで改正を行うものでございます。内容につきましては、20 ページの中段のほうに書いてございますけれども、法人の名前等が変わったということで条例の改正を行うものでございます。

次に、21 ページをお願いいたします。第 43 条でございますが、これにつきましては、先ほどの第 19 条の改正と同様の趣旨でございます。法律の改正により修正申告書の提出があった場合に、特定の期間だけ延滞金の計算期間から控除するというような規定でございます。

続きまして、23 ページ、下段のほうの第 48 条でございますが、これも先ほどの第 9 条と同様の改正でございますが、これにつきましては法人についての規定ということでございます。

すみません、第 43 条はですね、個人住民税に対する規定ですね。それから、23 ページからの第 48 条が法人に対する改正規定でございます。

ちょっと飛びまして 28 ページ、一番上に第 50 条ですね、これも第 99 条と同様の規定でございます。これも、法人の市民税に関する規定でございます。

次に、28 ページ、中段から附則の改正規定になります。附則第 6 条の改正でございますが、これは、法律の改正に伴う新設の規定でございます。自主服薬、薬ですね、自主服薬を推進するために、平成 30 年度から平成 30 年度の個人住民税について、医療費控除の特定を新設するというような改正規定でございます。

第 28 条のその下になりますが、第 7 条の 3 の 2 の改正規定でございます。これにつきましては、個人住民税における住宅ローンの控除制度の適用期限の延長の規定でございます。2 年間延長するというような改正規定でございます。

次に、29 ページをお願いいたします。上のほうにございますが、附則第 16 条の改正規定、軽自動車税の税率の特例というところでございますが、これは現在、軽自動車税のグリーン減税ということが行われておりますが、これにつきましても 1 年間延長するための規定の整備でございます。

次に、30 ページ、ちょっと下段のほうになりますが、第 20 条の 2 の改正規定でございます。これは、すみません、35 ページをちょっとお開きいただきたいと思っております。第 20 条の 3 の改正規定でございますが、その上の括弧書きで、条約適用利子等及び条約適用配当等に関する

る個人市民税の課税の特例というのがございます。これにつきましては、いわゆる租税条約を結んだ国につきましては、この第 20 条の 3 の規定が適用されまして、こういった利子配当については分離課税を行うという規定が既にごございました。今回、新たに第 20 条の 2 を設けますのは、これは主に台湾と国交がないということで条約の対象外となっておりまして、今回民間での協定ができたということで、台湾について租税条約と同様の内容を適用するために、この第 20 条の 2 が新たに設けられているところでございます。内容につきましては、外国居住者等所得総合免除法の改正に伴う新設でございまして、特例適用利子等または特例適用の配当を有するものについては、いわゆる総合所得しては見ないですね、分離課税とするというようなことでございます。税率については、31 ページに書いてございますが、100 分の 3 の税率を適用するという改正規定でございまして。

それから、第 35 条、先ほどちょっと触れました、第 20 条の 3 につきましては、先ほどの第 20 条の 2 が新たに入り込んだために条がずれるということの改正規定でございまして。これらにつきましては、いずれも平成 29 年の 1 月 1 日施行ということで専決処分をさせていただいたところでございます。

ご審議方、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、承認第 2 号を採決いたします。承認第 2 号は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。したがって、承認第 2 号は承認することに決定をいたしました。

#### 日程第 6 承認第 3 号 専決処分した阿蘇市国民健康保険税条例の一部改正について

○議長（藏原博敏君） 日程第 6、承認第 3 号「専決処分した阿蘇市国民健康保険税条例の一部改正について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（和田一彦君） ただ今議題としていただきました承認第 3 号、専決処分した阿蘇市国民健康保険税条例の一部改正についてご説明申し上げます。

議案書の 41 ページからになります。

まず、提案理由でございまして、本件は所得税法等の一部を改正する法律の施行に併せて条例の規定を整備し、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正することについて、地方

自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

今回の専決処分の内容につきましては、税条例の一番最後に附則という項目がございます。この附則の内容を全部改正を行うものとしておるところでございます。これにつきましては、先ほどの税条例の中にありました、特例適用利子補給等の改正規定を新たに追加するものでございますけれども、既存の附則の改正等が非常に複雑ということで、全部改正という形を取らせていただいたところでございます。

主に附則第 10 条と第 11 条を追加し、その他の文言を整理するという形を取っております。追加された附則第 10 条と第 11 条の内容でございますが、先ほど申しましたように、所得税法の改正によりまして、住民税の課税の特例として、特例適用利子等及び特例適用配当等の額が分離課税ということにされております。国民健康保険税につきましては、所得に応じて所得割というのがございますけれども、分離課税ということで、それを所得とみなさないということになりますと、税額の適切な課税ということが損なわれる可能性があるということで、国民健康保険税につきましては、所得割の算定に際しまして軽減税率に所得割の算定及び軽減判定にもちます総所得については、先ほど申しました特例適用を除外すると、総所得に加えて計算するということの改正でございます。附則の中には、43 ページから 46 ページと 47 ページ等を書いてありますが、その第 3 条、4 条、5 条、6 条、こういったものにつきましては、すべてそういったものの規定でございます。分離課税とされている所得につきまして、保険税の計算上は所得に入れて計算するというところでございます。例えば土地を売却した、そういったときは通常は分離課税でございますが、総所得とはみなさないわけでございますけれども、そういった部分につきましても、国民健康保険の税額の算定のときにはですね、加えて算定するというような内容でございます。

ご審議方、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

15 番、古澤國義君。

○15 番（古澤國義君） 古澤です。

この山林所得はですね、間伐所得は、昔は 100 万円までは対象にならないということだったんですけども、今回、これはもう山林所得 1 円からでもなるわけですかね。申告の対象になるわけ。

○議長（藏原博敏君） 税務課長。

○税務課長（藤井栄治君） ただ今のご質問にお答えいたします。

先ほどの部長の説明の中に、分離課税ですね、土地を売却した場合とかという分については分離課税ですね。山林の所得については、そもそも総所得に対して合算をいたしますので、その金額等々についてはですね、それぞれ山林の伐採等のいろいろ作業等補助金とかいう決算がありますので、その中で、個々で違うと思いますので、また申告会場でですね、そういう具体的にあればご相談していただきたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 古澤國義君。

○15 番（古澤國義君） それは大体わかっていますけど、その山林所得が前は 100 万円まで控除しよったと思うんですよ、たしか。それが今は 1 円からでも雑収入所得の対象になるかということです。当然所得税は免除されて、健康保険にはかかってくるのはわかってる。

○議長（藏原博敏君） 税務課長。

○税務課長（藤井栄治君） すみません。山林所得についてもですね、言いますならば営業と山林の伐採があったとしますと、合算しますので、山林所得で所得が出れば、それは対象となると思います。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 他に質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 討論がないようですので、討論を終了します。

これより、承認第 3 号を採決いたします。承認第 3 号は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。したがって、承認第 3 号は承認することに決定をいたしました。

#### 日程第 7 承認第 4 号 専決処分した平成 28 年度阿蘇市一般会計補正予算について

○議長（藏原博敏君） 日程第 7、承認第 4 号「専決処分した平成 28 年度阿蘇市一般会計補正予算について」を議題といたします。

総務部財政課長の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） おはようございます。

それでは、ただ今議題とさせていただきました別冊 1 になります。別冊 1 の承認第 4 号、専決処分した平成 28 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 7 号）につきまして、ご説明をいたします。

5 ページをお願いしたいと思います。歳出でございますが、款 6 商工費、目 4 施設管理費の委託料及び工事請負費の 3,200 万円につきましては、ご承知のとおり、阿蘇中岳の噴火警戒レベルが 2 から 1 に引き下げられたことに伴いまして、火山灰等の応急的な除去費用として計上いたしております。

なお、今回の財源につきましては、予備費を充用いたしましたので、歳入歳出予算総額に変更はありません。また、3 ページに記載しておりますとおり、この事業につきましては平成 29 年度へ繰り越すという形で、繰越明許費も同時に計上をいたしております。

以上、ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

9 番、河崎徳雄君。

○9 番（河崎徳雄君） 歳出の 5 ページからちょっとお尋ねいたしますけれども、連日、市長さんをはじめ新聞に載ってよく理解をしておりますけれども、火山灰除去等となっておりますけれども、これは舗装の改修あたりも含んでいるのかをお尋ねいたします。

○議長（藏原博敏君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） そういった部分もあります。路面補修と、それとやっぱり放送機器とかですね、いろんな電光掲示板とかも補修が出てくると思っております。そういった部分もあります。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

3 番、岩下礼治君。

○3 番（岩下礼治君） 事業完了の目途を伺いたしたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） 火山灰の除去につきましては、3 月中には終わるところでございます。阿蘇市の管轄するエリアは、駐車場、それと有料道路ですね、それと監視所がありますけれども、監視所の周辺。要するに、火の国橋が通ってますですね、見学エリアのあそこ。その橋から見学エリアまでが環境省さんのエリアでございまして、環境省さんが橋まで含むということですね。それから、南側が阿蘇市のエリアということで、その降灰除去につきましては、3 月中には終わるところでございます。降灰除去については、以上でございます。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 他に質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、承認第 4 号を採決いたします。承認第 4 号は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。したがって、承認第 4 号は承認することに決定をいたしました。

日程第 8 議案第 1 号 阿蘇市個人情報保護条例及び阿蘇市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

○議長（藏原博敏君） 日程第 8、議案第 1 号「阿蘇市個人情報保護条例及び阿蘇市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用

及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（和田一彦君） ただ今議題としていただきました議案第1号、阿蘇市個人情報保護条例及び阿蘇市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

議案集の49ページと50ページになります。

まず、提案理由でございますが、本件は個人番号の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

内容につきましては、50ページをお開きいただきたいと思います。これは、法律の改正に伴います引用条文の変更でございます。上段にあります阿蘇市個人情報保護条例につきましては、法律が1条ずれたということで、第28条を29条に、第2条におきましては同様に法律番号が第19条の9から第19条の第10号というふうに改正するものでございます。

以上、ご審議方、よろしくお願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君） これから質疑を行います。議案第1号から議案第14号までの質疑につきましては、ご承知のように会期中の日程に従って、各常任委員会に付託をされます。したがって、自己の委員会の件につきましてはの質疑につきましては、ご遠慮願いたいと思います。

それでは、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

#### 日程第9 議案第2号 阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

○議長（藏原博敏君） 日程第9、議案第2号「阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（和田一彦君） ただ今議題としていただきました議案第2号、阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について、ご説明を申し上げます。

議案集の51ページから98ページまでとなっております。内容につきましては、新旧対照表のほうでご説明申し上げます。

まず、提案理由でございますが、76ページでございます。一番下に書いてございますけど、本件は人事院勧告に基づき、給料表の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであるということでございます。

内容につきましてでございますが、この条例の改正の中にはですね、全部で第16条からな

っておりまして、16本の条例の改正を行ってきているところがございます。各条ごとに条例の改正という形になっております。

77ページの、まず第1条です。阿蘇市一般職の職員に関する条例についてでございますが、この第1条につきましては、人事院勧告による国家公務員の給料等の改正に伴う改正でございます。本市においても、まず1点目が期末勤勉手当の支給率を0.1月分引き上げという改正規定。それから、給料表につきましても平均0.2%の引き上げを行うというものでございます。この0.2%はですね、額にしますと1,500円から400円ということで、いわゆる若年層に重点的に配分がしてございまして、若年層の給与表につきましては1,500円ほど、それからだんだん年齢が上がるにつれ下がって、400円程度ということになっているところでございます。

期末勤勉手当の支給率の0.1月分につきましては、12月1日の基準日に合わせて12月手当分として0.1月分、12月分に配分して支給するような形を取るといような改正規定でございます。

この第1条につきましては、平成28年の4月1日に遡って適用するというようにしております。

次に、78ページの第2条ですね。中段から始まりますが、阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例、これでございますが、これは平成29年の4月1日から適用される分の条例改正でございます。

大きなものを申し上げます。まず1点目が扶養手当の支給対象及び支給額の改正が行われております。これまでは配偶者につきましては1万3,000円支給されておりましたけれども、これが6,500円に引き下げられます。それから、子どもにつきましてはこれまで6,500円でございますけれども1万円に引き上げられております。その他、父母等につきましては6,500円変わらないというところがございます。ただし、配偶者と子ども、引き上げ、引き下げが非常に大きいということで、平成29年度、本年につきましては経過措置が取られておりまして、ここにつきましては、配偶者につきましては1万円、子につきましては8,000円というような経過措置が取られているところがございます。

それから、先ほど0.1月分勤勉手当を12月分で引き上げるといような改正規定を行ってございましたけれども、平成29年分からにつきましては、この0.1月分をですね、6月と12月に0.05箇月分ずつ振り分けるというように条例改正をこの第2条で行っているところがございます。

次に、82ページになります。これは、阿蘇市職員の育児休業等に関する条例の改正規定でございます。順を追って説明させていただきます。まず第2条でございますが、これにつきましては、非常勤職員の育児休業ができる期間が、これまで1歳まででしたけれども、1歳6箇月に拡充されたことに伴う条例改正でございます。

次に、83ページをお開きいただきたいと思っております。一番上に第2条の2がございます。これにつきましては、育児休業を所得できるこの範囲にですね、養子縁組の児童が加えられたということの改正規定でございます。中段の2条の3につきましては、条ずれでございます。

それから 84 ページの 2 条の 4 につきましても、条ずれによる改正でございます。

次に、第 3 条でございます。中段でございますが第 3 条、育児休業が取得できる特別の事情ということで、これは先ほど申しました養子縁組等の児童が育児休業の対象に加えられたことに伴います条文の改正ということになっております。

次に、85 ページ、中段の第 8 条の改正でございます。これはですね、育児短時間勤務が取得できる特別な事情ということで、養子縁組の児童が育児休業の対象に加えられたことに伴う条文の改正で、これにつきましても育児短時間勤務が取得できるというようなところでございます。

次に、86 ページの上のほうにございますが、部分休業の承認第 90 条でございます。これは、新たにですね、介護時間休暇というのが新設されたことに伴いまして、部分休業に対する条例の規定を整備するものでございます。第 2 項についてが職員、第 3 項についてが非常勤職員についての規定でございます。これにつきましては、平成 29 年の 4 月 1 日からの施行ということにしております。

次に、87 ページ、第 4 条、阿蘇市職員の勤務時間・休暇等に関する条例の改正でございます。

まず、第 3 条の第 4 項の中段になりますけれども、この改正でございますが、いわゆる子の範囲に養子縁組を含むことになったことに伴う改正でございます。子というものの規定ですね、ここに追加して書いているところでございます。

続きまして、88 ページ、第 8 条 3 第 4 項の改正規定でございます。これは、先ほど申しました養子縁組等ができることになったことに伴う改正でございます。

それから、次に 89 ページ、第 11 条の改正でございますが、これは休暇の種類を定めたものでございます。この休暇の種類に新たに法の改正によりまして介護時間というのが加えられたところでございます。それに伴う改正でございます。

第 12 条につきましては、いわゆる法律の名前が変わったということで、それに伴います改正でございます。

次に、90 ページの第 15 条の改正でございます。これは、介護休業の内容の改正でございます。介護休業の内容が変わりまして、介護休業は最長 6 月取れることになっておりますが、これまでは分割して取得というのが難しかったんですけども、今回の改正によりまして 3 回までですね、分割して取得ができるようになるというこの改正でございます。この下の方、中段の下に介護時間、これが新たに加えられた休暇でございます。これは、新設の介護のための介護時間休暇ということで新たに加えられております。内容につきましては、1 日 2 時間まで、最長 3 年間取得できるというふうな形でございます。もちろん無給ということで、給料等については 3 から外すと、取った場合には給料の算定から外すということになっております。これにつきましても、平成 29 年の 4 月 1 日から施行されることになっております。

次に、91 ページ、第 5 条です。阿蘇市一般職の任期付き職員の採用等に関する条例でございます。これにつきましては、人事院勧告に伴いまして任期付き職員の給与等についての見直しも行っているところでございます。

まず、給料表でございますけれども、ここに表がありますが、変わっているのはですね、第1号給と第2号給のみでございます。各々1,000円ずつ引き上げを行っております。それから、期末手当につきましては、人事院勧告にならない0.1月分引き上げということで、12月支給分をですね、3.15月から3.25月に引き上げる条例改正でございます。これにつきましては、28年の4月1日に遡って適用することにしております。

次に、92ページ、第6条ですね。同じく任期付き職員の採用等に関する条例改正でございますが、先ほどの第5条で12月に0.1月分引き上げとしておりました期末手当の配分をですね、29年4月以降は6月と12月に0.05月分振り分けるというような改正規定でございます。

92ページの下段のほうになります。第7条、阿蘇市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の改正でございます。これにつきましても、これから後ですね、いわゆる議会の議員、それから三役の報酬等の改正規定になっております。第7条におきましては、人事院勧告にならない期末手当の支給率を0.1月分引き上げということで年3.15月を3.25月にするというものでございます。この引き上げ分については、平成28年分につきましては、12月支給分ということでまとめて支給するという形になります。

それから、93ページ、第8条でございますが、これは一般職と同様に引き上げられた0.1月分を6月と12月に振り分けて支給するというような改正規定でございます。これにつきましては平成29年の4月1日から施行するというでございます。

93ページの中段、第99条、阿蘇市長等の給与及び旅費に関する条例、それから下の方にあります第10条、阿蘇市市長等の給与及び旅費に関する条例、これにつきましてもですね、議会議員の条例改正と同様でございます。期末勤勉手当を1月引き上げる、それから29年度の配分規定を定めたものでございます。

94ページの第11条、第12条につきましては、阿蘇市教育委員会の教育長の給与、勤務時間及びその他勤務状況に関する条例でございますが、これも同一の内容でございます。

次に、95ページですね。第13条、阿蘇市技能労務市職員の給与の種類及び基準を定める条例でございます。これにつきましては、一般職に介護休暇の分割取得ができる、併せて介護時間休暇の新設がされたということで、この技能労務職員の種類及び基準を定める条例につきましてもですね、同様の改正を行うものでございます。

次に、95ページの下の方に、第14条で、阿蘇市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例改正がございます。これにつきましても、介護休暇を分割取得できる規定、それから介護時間休暇の新設の改正でございます。これにつきましても、平成29年の4月1日から施行ということでございます。

97ページ、第15条、阿蘇市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の改正規定につきましても、介護休暇の分割取得ができる改正規定、それから介護時間の新設に伴う改正でございます。これにつきましても、適用は平成29年の4月1日ということでございます。

最後に、98ページの第16条、阿蘇市職員の配偶者同行休業に関する条例の改正でございます。これはですね、この規定は新設の規定でございます。配偶者同行休業と申しますのは、

配偶者が勤務先の都合等で外国勤務になった場合に、公務員としての身分を残したままです  
ね、一定期間外国に行くことのできる規定でございます。この配偶者の同行休業というのは、  
最長3年間取得できると法律で定められております。これまでは、期間内での1回の延長に  
ついては定めがございましたけれども、再度の延長ができるように人事院規則が改正された  
ために、本市においても所要の改正を行うものでございます。この改正につきましては、公  
布の日から施行するというようにしているところでございます。

ご審議方、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

お諮りいたします。暫時休憩をしたいと思います、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） それでは、暫時休憩をします。再開は11時10分から再開したいと  
思います。よろしくお願ひいたします。

午前10時57分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（藏原博敏君） それでは、休憩前に引き続き、ただ今から会議を開きます。

#### 日程第10 議案第3号 阿蘇市行政財産使用料条例の一部改正について

○議長（藏原博敏君） 日程第10、議案第3号「阿蘇市行政財産使用料条例の一部改正につ  
いて」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（和田一彦君） ただ今議題としていただきました議案第3号、阿蘇市行政財産  
使用料条例の一部改正について、ご説明を申し上げます。

議案集の99ページから102ページまでとなっております。

まず100ページの提案理由でございます。本件は、行政財産の使用料について所要の改正  
を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

内容につきましては、新旧対照表によりご説明申し上げます。次の101ページを開きいた  
だきたいと思ひます。まず、102ページの表の右側、改正前の別表というのが載っておりま  
す。これは、これまでの行政財産使用料の額の算定方法でございます。これまでは面積基準  
のみで使用料の算定をしておりました。土地につきましては、坪月額1,000円、建物につい  
ては坪月額1,050円ということでございます。ただ、土地につきましては、例えば市街地の  
宅地も原野も額は一緒ということになります。それから、建物につきましても木造も鉄筋コ  
ンクリートも額は同じということでしたが、やはり土地建物の価値を基準に使用料  
の算定を改めようというのが今回の改正でございます。102ページの表の左側ですね、土地

につきましては、これは年額の算定になりますが、土地の前年の固定資産評価相当額に 100 分の 4 を乗じて得た額を基礎に算定を行うというものでございます。それから、建物につきましては、同じく 1 年でございますが、固定資産評価相当額の 100 分の 7 を基本に額の算定を行うというものでございます。ただし備考欄にですね、自動販売機の設置をしようとするときは、1 m<sup>2</sup>につき屋内については月額 300 円、屋外については月額 150 円としておるところでございます。なお、この他にですね、通常、自動販売機につきましては電気料等が発生しますので、それは別途いただくようにしておるところでございます。前後になりますが、特に 101 ページのほうでございます。これまでは月額算定ということでもございましたので、第 2 条の各号につきましては、額算定を行うにあたっての決まりごとですね、例えば 1 年に満たない部分の計算の方法、端数処理の方法等に定めたものでございます。それから、第 3 条の使用料の減免につきましては、第 3 号といたしまして、その他市長が特に必要と認めるときという条項を追加させていただいたところでございます。これにつきましては、平成 29 年の 4 月 1 日施行する予定にしているところでございます。

ご審議方、よろしくお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

2 番議員、竹原祐一君。

○2 番（竹原祐一君） 2 番、竹原です。

金額的な問題をちょっとお聞きしたいんですけど、実際前の改定、平米 100 円ですよ。それが固定資産税価格のこういう形になった場合ですね、収入的にはどう変わるんでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） 場所によっては高いところもありますが、従前のこの 100 ページの附則の 2 にありますように、平成 29 年の 4 月 1 日以前に契約している分、この分につきましては、契約当時の地元とか、牧野組合とかとの経緯もございますので、従前の取り扱いをさせていただきます。その分については、もちろん変更はございません。あくまでも 4 月 1 日から新しく契約をする分がこの適用になりますので、内容によって減るかどうかという分についてはですね、現時点ではわかりせん。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

5 番、園田浩文君。

○5 番（園田浩文君） 5 番、園田でございます。

いろんな場所に自動販売機を設置している団体がいると思うんですけども、こういうところには 4 月 1 日からこうやって改定しますというような通知か何かは市のほうから出される考えはありますか。

○議長（藏原博敏君） 財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） 先ほども申し上げましたとおり、一部につきましては従前の適用を行います。新たな分につきましては、もちろん通知を出すような形を取っております。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

**日程第 11 議案第 4 号 阿蘇市介護保険条例の一部改正について**

○議長（藏原博敏君） 日程第 11、議案第 4 号「阿蘇市介護保険条例の一部改正について」を議題といたします。

市民部長の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長（佐藤菊男君） ただ今議題としていただきました議案第 4、阿蘇市介護保険条例の一部改正について、ご説明を申し上げます。

まず、提案理由でございますが、本件は介護保険法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

改正につきましては、104 ページの新旧対照表をご覧くださいと思います。

まず、第 4 条の改正でございますが、第 4 条、それぞれとある文言を削るものでございます。附則に、8 及び 9 の 2 号を加えるものでございます。今回の改正の趣旨としましては、介護保険料につきまして原則として 3 年間同一の保険料率を用いることとされておりますが、その一方で、今回、熊本地震等もありましたけれども、被災地等で順次集団防災テント、また住宅の取り壊し、土地収用あたりが発生することに伴いまして、この所得がですね、介護保険料に反映しないように、保険者の利益というか、保険料が高くなることをですね、そういうことがないようにということで改正を行うものでございます。

なお、この附則につきましては、現在の介護保険条例の金額と同一になっております。なお、この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行するものでございます。国の政令の改正に伴いまして例規の整備を行うものでございます。

よろしくご審議方、お願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

**日程第 12 議案第 5 号 阿蘇市水道事業給水条例及び阿蘇市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について**

○議長（藏原博敏君） 日程第 12、議案第 5 号「阿蘇市水道事業給水条例及び阿蘇市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について」を議題といたします。

水道局長の説明を求めます。

水道局長。

○水道局長（伊藤繁樹君） ただ今議題とさせていただきました議案第 5 号、阿蘇市水道事業給水条例及び阿蘇市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について」をご説明いたします。

議案書の 105 ページと 106 ページになります。提案理由でございます。本件は、阿蘇市簡易水道の一部区域を阿蘇市上水道へ統合するため、関係条例の一部を改正し、その施行の日を平成 29 年 4 月 1 日としていたが、熊本地震による災害復旧事業を優先し、連絡管の敷設が整備できなかったことから、施行の日を延期する必要があるため、本条例の一部を改正するものでございます。

内容についてはですね、106 ページの新旧対照表をご覧くださいと思います。

附則といたしまして、この条例は平成 29 年 4 月 1 日から施行するとするものをですね、平成 30 年 4 月 1 日からと改正するものでございます。

内容についてはですね、簡易水道事業の統合につきましては、平成 28 年度に 7 地区を上水道へ統合することとしておりましたが、熊本地震の災害復旧を優先せざるを得なくなりましたものですから、連絡管の管工事を平成 29 年度に行いたいというものでございます。

平成 29 年度の計画といたしましては、上水道と簡易水道の連絡管の整備を約 2.5 km ぐらいの整備を行うことによりまして、7 地区を上水道へ統合するものでございます。

以上、説明を終わらせていただきますが、ご審議方、よろしくお願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

18 番、田中則次君。

○18 番（田中則次君） その 7 地区の場所がわかれば、教えていただけますか。

○議長（藏原博敏君） 水道課長。

○水道課長（浅久野浩輝君） 水道課です。7 地区につきましては、簡易水道の赤水簡易水道、山田簡易水道、山田西部簡易水道、小倉簡易水道、小野田簡易水道、狩尾簡易水道、波野簡易水道でございます。

○議長（藏原博敏君） 18 番、田中則次君。

○18 番（田中則次君） 他には簡易水道はございませんか。その予定はございませんか。

○議長（藏原博敏君） 水道課長。

○水道課長（浅久野浩輝君） 今回統合するのは、この 7 つの簡易水道でございます。ほかに阿蘇山簡易水道、あとの石車帰簡易水道がございますけれども、こちらは統合には含みません。

以上です。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 他に質疑がないようですので、質疑を終わります。

#### 日程第 13 議案第 6 号 平成 28 年度阿蘇市一般会計補正予算について

○議長（藏原博敏君） 日程第 13、議案第 6 号「平成 28 年度阿蘇市一般会計補正予算について」を議題といたします。

総務部財政課長の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） それでは、ただ今議題とさせていただきます別冊2になります。別冊2でございます。議案第6号、平成28年度阿蘇市一般会計補正予算についてご説明をいたします。

1ページをお願いいたします。第1条になりますが、既定の予算総額から32億9,337万1,000円を減額し、歳入歳出それぞれ282億4,838万円といたしております。

6ページをお願いいたします。6ページから7ページにまたがっておりますが、第2表の繰越明許費補正でございます。今回、熊本地震の復旧費用を中心に、追加で20件、変更を1件計上いたしております。12月にも明許費を上げておりますが、この3月分だけで約80億円程度になります。まずは、この繰越明許につきましては、最終的な金額が確定次第、計算書という形で議会のほうに報告をさせていただきます。

12ページをお願いいたします。歳入になります。一番上になりますが、款1市税、目1入湯税につきましては、熊本地震での泉源等の被害によりまして、1,999万7,000円を減額いたしまして、2,527万4,000円といたしております。その次の下の欄でございます。款10地方交付税の特別交付税、この部分につきましては12月に交付があった分、12月分が確定しております。9億8,277万5,000円を今回計上いたしております。なお、特別交付税につきましては、あと3月分の交付を受けて平成28年度の特別交付税の額が確定という形になります。

14ページをお願いいたします。14ページ以降、国、県等の支出金につきましては、事業費調整による増額、または減額、その分を計上いたしておりますので、詳細は歳出の欄で説明させていただきますが、ちょっと2つの事業については補足をさせていただきます。

14ページの款14国庫支出金、目5災害復旧費国庫負担金の公立学校施設災害復旧費負担金、この分につきましては、他の学校施設分も若干含みますが、主に阿蘇西小学校の災害復旧費の増額分に対する国庫負担金を3億5,227万8,000円増額して計上いたしております。

16ページをお願いいたします。16ページの下の方になりますが、款15県支出金、目2民生費県負担金の災害弔慰金負担金につきましては、申請予想の増加に伴いまして、新たに5名分を追加して計上いたしております。

23ページをお願いいたします。23ページの一番上でございます。款18繰入金、目1財政調整基金繰入金につきましては、財源調整として年度間8億8,500万円を計上いたしておりますが、今回7億5,200万円を減額いたしまして、現時点で1億3,300万円という形にいたしております。

次に、款20諸収入でございます。目1雑入の上の方になりますが、田園空間総合案内所、それとはな阿蘇美、道の駅波野の納付金につきましては、熊本地震による収入が激減しておりますので、協定書に基づき、それぞれの納付金を減額して計上いたしております。

次の24ページ、25ページの市債につきましては、事業費の調整により、総額で3億5,680万円を減額いたしております。詳細は、歳出の欄でご説明をいたします。

歳出になります。今回、全般的に各費目、給料、手当、共済費を人事院勧告に伴いまして調整し計上をさせていただきます。

27ページをお願いいたします。27ページ、目1の一般管理費の負担金補助及び交付金の阿

蘇火山防災会議協議会負担金につきましては、火口への立入規制が続いていたため、必要な費用を除いた分、その分を、残りの部分を減額して計上いたしております。

28 ページをお願いいたします。28 ページの中段ぐらいになりますが、目 11 の光ネットワーク事業費の委託料 573 万 7,000 円の増額につきましては、熊本地震による移転家屋分の引き込み費用もございますが、大きなものとしたしましては、昨年末にありました宮地地区の火災によりまして幹線ケーブルが焼失いたしました。その分の復旧費用によるものでございます。もちろん、この分につきましては、後日保険等での対応という形も出てまいります。

34 ページをお願いいたします。34 ページの中段から下になります。先ほど歳入で若干触れましたが、款 3 民生費、目 1 災害救助費の災害弔慰金につきましては、申請者の増加に伴いまして今回 5 名分を追加して計上いたしております。なお、財源といたしましては、事業費の 4 分の 3 が県負担金となります。4 分の 1 が市の持ち出しという形になります。

35 ページをお願いいたします。35 ページの一番上になります。款 4 衛生費、目 1 保健衛生総務費の病院事業会計貸付金 6,890 万円につきましては、資金収支不足等に対する一般会計からの貸付金という形になります。その下の繰出金 3,883 万 3,000 円の増額分につきましては、以前から申し上げております公営企業全部適用前の中央病院時代の赤字分、その分の残り分でございます。この分の繰り出しという形になります。

次に、目 5 生活衛生費及び清掃費の目 1 塵芥処理費の阿蘇広域行政事務組合のそれぞれの負担金につきましては、平成 28 年度分の事業の確定に伴いまして、今回それぞれ減額して計上いたしております。

次に、目 14 です。同じ 35 ページの目 14 災害廃棄物処理費につきましては、処理費を減額いたしまして、また集積場の分別業務委託費用と損壊家屋の解体費用、この分を増額いたしております。また、仮置き場現状復旧につきましては、本年度整備分の未来館敷地はか 3 箇所ですね、この分の復旧費が確定しておりますので、その差額を減額いたしております。

37 ページをお願いいたします。農林水産業費に入ります。目 3 農業振興費の負担金補助及び交付金につきましては、それぞれ事業費確定に伴いまして減額して計上しております。なお、同時にですね、歳入の県補助金も減額いたしております。その中でちょっと金額の大きい震災復旧緊急対策経営体育成支援事業につきましては、減額分を平成 29 年度の当初予算で対応という形で計上いたしております。この分の全体事業費の変更はございません。また、同じその同じページの一番下でございます阿蘇火山防災園芸対策事業補助金トマト分、この分につきましては、平成 29 年度予算で予定をしておりましたが、国等の調整によりまして 28 年度に前倒しをいたしまして執行するため、今回計上いたしております。なお、この部分の財源といたしましては、国が 55%、県が 14.15%、市が 20%、残りが個人負担という形になります。

39 ページをお願いいたします。39 ページの中段でございます、目 14 です。中山間地域等直接支払い事業費の交付金、この分につきましては、今回、対象農用地の確定に伴いまして 794 万 7,000 円を増額して計上いたしております。なお、財源といたしましては、国が 2 分の 1、県が 4 分の 1、市が 4 分の 1 という形になります。

41 ページをお願いいたします。款 6 商工費、目 3 観光振興費の繰出金につきましては、阿蘇中岳の規制に伴いまして観光特別会計自体の収入がないため、一般会計からの繰出金として 5,896 万 9,000 円を計上いたしております。

46 ページをお願いいたします。46 ページの中段になりますが、款 9 教育費、目 1 社会教育総務費の備品購入費です。備品購入費に放課後子ども教室用備品 262 万 8,000 円につきましては、3 つの小学校への放課後子ども教室用といたしまして長机、パソコン等を購入するものでございます。なお、この分につきましては、全額県補助対応という形になります。

47 ページをお願いいたします。上から 2 段目になります。款 9 教育費、目 2 体育施設費の委託料につきましては、熊本地震の影響でアゼリア 21 の収入が激減しておる関係上、協定に基づきまして委託金として 1,005 万 3,000 円を今回計上いたしております。

次に、47 ページと 48 ページの、これは災害復旧費になります。農林水産業施設災害復旧費と、その下の公共土木施設災害復旧費につきましては、それぞれ平成 29 年度事業分、それと平成 28 年度の事業分、この分を調整いたしましたので、今回 28 年度分を減額予算として計上いたしております。

49 ページをお願いいたします。款 10 です。災害復旧費、目 1 公立学校施設災害復旧費の阿蘇西小学校校舎等災害復旧工事、この分につきましては被害状況が甚大であったため全面改築として復旧工事を実施することに伴いまして、今回、5 億 6,509 万 1,000 円を増額いたしまして 9 億 1,509 万 1,000 円といたしております。なお、設計委託費等も含めました事業費、総額 9 億 6,127 万 7,000 円、この分の財源といたしましては、約 7 割にあたります 6 億 8,041 万 6,000 円が国庫負担金、残りが災害復旧債という形で計上をいたしております。

次に、その下になりますが、一番下になります、49 ページの。目 4 でございます。観光地域振興施設等災害復旧費の負補交で、自然公園施設災害復旧事業負担金、これは草千里給水施設になりますが、この分について 7,755 万 2,000 円計上させていただいております。この分は、熊本地震により被害を受けた給水施設の復旧工事として、熊本県が事業を実施するため、市の負担分は事業費の 10%でございます、この分を今回計上いたしております。ちなみに、事業費全体の 80%が国庫補助です。残りの 20%のうち 10%が県、10%が市という形になります。

以上、議案第 6 号につきまして、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

9 番、河崎徳雄君。

○9 番（河崎徳雄君） 9 番、河崎でございます。

まず、35 ページですけれども、款の衛生費ですね、先ほど説明がありましたけれども、節で、貸付金、35 ページの病院への貸付金 6,890 万円、それと繰出金についても説明がありましたけれども 3,883 万 3,000 円。これは、繰出金についてはですね、あとの資料で見ますけれども、28 年度病院会計の中で繰出金のほうは計上しておりますけれども、財源は一般財源ですかね。

それともう一つ、貸付金のほうですけれども、病院の事業明細を見てもですね、どこにも

記載されておられませんけれども、どこに記載がされているのかをお尋ねいたします。

それともう一つは、37 ページ、目の農業振興費の節の負担金補助及び交付金ですね。これ青年就農給付金となっておりますけれども。

○議長（藏原博敏君） 河崎議員、農業関係は所管になりますので、他の部分で質問をお願いします。

医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） ただ今のご質問にお答えしたいと思います。一般会計の繰出金につきましては、病院事業会計の中で、一般会計繰入金として計上することになっておりまして、計上させていただいておりますが、一般会計の貸付金につきましては、病院事業会計で予算書に計上するというのが公営企業法上決まっておりますので、計上はしていません。

○議長（藏原博敏君） 河崎徳雄君。

○9番（河崎徳雄君） それで、繰出金については、財源がですよ、全て一般財源になっておりますけれども、国の支出なんかとは違うわけですか。あくまでも一般財源ですか。それをお尋ねいたします。

○議長（藏原博敏君） 財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） 一般財源というのは、この一般会計の補正予算書上という形でいいですかね。前も申し上げたと思いますが、普通交付税、それと特別交付税は予算書上、すべて一般財源扱いになっております。この病院の繰り出しにつきましても、今年度まだ確定はしてませんが、約2億6,000万円から2億7,000円、8,000万円、この辺はですね、特別交付税と普通交付税という形で阿蘇市に入ってまいります。その分を繰出基準内で調整をいたしまして病院に出すという形になっておりますので、予算書上の財源は一般財源になります。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

3番、岩下礼治君。

○3番（岩下礼治君） 41 ページなんですけど、特産物推進という中でですね、はな阿蘇美負担金というのが436万5,000円あります。一方では、補正後の財源で306万円を減額して732万5,000円を付けていますが、このからくりを伺いたいと思います。

それから、49 ページになります。この中で災害復旧費というのは多く出ておりますが、波野支所の災害復旧が一向に出てこないということで、市政報告会等では市長も前向きに答弁されたように思っておりますが、この辺がどうなっているのか。

それから、最後に50 ページの、この財源変更なんですけど、これ初歩的なことで、その他と一般財源というのはどういう違いなのか。

この3点を伺います。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） ただ今のご質問にお答えいたします。

41 ページの目7 特産物水産費の負補交でございます。こちらはな阿蘇美負担金ということ

で436万5,000円計上させていただいております。こちらのほうがはな阿蘇美施設の特異性と申しましょうか、主にバラ園でございまして、通年を通して固定経費がかかるわけでございます。他の施設と比較対象にならないということで、固定経費が365日かかるということで、今回、全員協議会のほうで今年度の売り上げの予想額についてご説明をさせていただきましたけれども、はな阿蘇美については約50%に満たないような額でございまして、激減をいたしております。その中で、バラ園の固定経費を例年ですとレストラン、それから物産館のほうの収益で相殺するという形をとってございますけれども、今年度につきましては地震、それから噴火による激減というふうなことでございますので、こちらの固定経費の一部分をはな阿蘇美負担金ということで436万5,000円を計上させていただいております。

それから、特定財源のその他の306万円の部分でございますけれども、こちらのほうが歳入のほうで、23ページでございますけれども、雑入のほうではな阿蘇美基本納付金306万円を収入減により減額ということで計上させていただいております。この数字でございます。

○議長（藏原博敏君） 総務部長。

○総務部長（和田一彦君） それでは、波野支所の件についてお答えさせていただきます。

波野支所につきましては、熊本地震におきまして、地震の後、専門家の方に判定していただいて、注意というような建物になりました。従いまして、今、保健センターのほうに移転しているところでございます。これにつきましては、今、調整を行っております、平成29年度中に結論を出して事業等を行いたいと考えているところでございます。

○議長（藏原博敏君） 財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） その他と一般財源のあれですが、今回の補正ではですね、今、お手元にあります別冊2の歳入、2ページと3ページを開けていただいてよろしいですか。2ページになりますと市税とか地方交付税、これは一般財源です。それと、分担金及び負担金、使用料及び手数料、これがその他になります。国・県はもちろん国・県ですね。16番の財産収入、次のページの繰入金の一部、それと20番の諸収入、これもその他になります。その他はですね、場合によっては過重等になった場合は振り替え一般財源という形で一般財源扱いする場合があります。

以上でございます。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

7番、市原正君。

○7番（市原 正君） 7番の市原です。

先ほどの41ページのはな阿蘇美負担金ですけれども、バラ園の経費がかかるということですが、それは協定書にうたってあるわけですか。

○議長（藏原博敏君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐伯寛文君） ただ今のご質問でございます。

包括協定書に基づきまして、今回基本納付金の減額措置を協議によりまして計上させていただいております。バラ園の管理につきましては、管理仕様書のほうでうたってございます。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 他に質疑がないようですので、質疑を終わります。

お諮りいたします。午前中あと 10 分程度ございますが、午前中の会議をこの辺で留めたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） それでは、午後 1 時から再開をいたします。

午前 11 時 49 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

○議長（藏原博敏君） それでは、ただ今から午後の会議を開きます。

日程第 14 議案第 7 号 平成 28 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計補正予算について

○議長（藏原博敏君） 日程第 14、議案第 7 号「平成 28 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計補正予算について」を議題といたします。

経済部観光課長より報告を求めます。

観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） ただ今議案としていただきました議案第 7 号、平成 28 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計補正予算について、ご説明申し上げます。

別冊 3 の 1 ページをお願いします。第 1 条、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ 4,131 万 9,000 円を減額し、歳入歳出それぞれ 5,905 万円と決めました。

4 ページをお願いします。歳入です。款の使用料及び手数料、目の観光施設使用料です。8,728 万 8,000 円を減額しております。内訳としまして、節 1 の道路使用料でございます。これは有料道路でありますけれども、28 年度も立入規制が継続しまして使いませんでしたので、全額を落としております。

節 2 ユースホステル使用料でございますが、地震で被災し、震災以降営業をしておりませんので、以後の使用料を減額しております。

次に、先ほど財政課長のほうからも説明がございましたが、繰入金についてです。財源の補填として一般会計のほうから 5,896 万 9,000 円を繰り入れさせていただきます。

次に、款諸収入です。目の売店収入です。この売店がですね、火口の側の上のロープウェイ駅舎内にありますので、そちらも全額を落としております。

5 ページをお願いします。歳出です。款の観光施設費、目の公園道路及び売店管理費であります。こちらも立入規制に伴い 3,709 万円を減額しております。主なものといたしまして、節 13 の委託料でございます。785 万 1,000 円を落としておりますが、公園道路及び売店業務の管理委託は A S O ワークネットさんに委託しておりますが、7 名を 5 名に、2 名を減額した分と、お客さんの多い繁忙期はですね、警備員を置いておりましたが、その減によるものでございます。

28 繰出金です。こちらが 1,546 万 9,000 円を落としておりますけれども、こちらも阿蘇火

山防災会議協議会による監視業務になります。こちらも警備員と看護師など、人件費の減によるものでございます。

6 ページをお願いします。一番下の観光振興費でございます。こちらは節 13 の委託料につきまして、仙酔峡周辺下草刈りがですね、道路が通行できず実施ができなかったので減額をしております。

19 番負補交でございます。ミヤマキリシマ害虫駆除につきましては、去年は害虫が見られませんでした。なので必要ないということで、これも落としております。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくをお願いします。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

18 番、田中則次君。

○18 番（田中則次君） 一つだけ、歳出の件についてお尋ねします。

地震からほとんどの減額になっておりますが、売店使用料の、これ産交のうわえきの問題だと思うんですが、売店使用料。これがですね、33 万円ということでございますが、これはいつからいつまで、どういう関係で 33 万円減額になっておるのかということで、27 万円残っているのかということで、27 万円の予算立てしてありますよね。5 ページ。地震からの売店の契約がどういふふうな形でこの 27 万円が残ったかということをお尋ねします。

○議長（藏原博敏君） 観光課長。

○観光課長（秦 美保子君） これは、契約上ですね、1 年ということございました。これは、しかし 4 月、ほとんど 1 年使っていないということで協議をさせていただきまして、そしてお話し合いの上ですね、27 万円がいいということで話し合いを付けたところでございます。大体は 60 万円全額というところで使用料はなっておりました。ですけれども、産交さんのがですね、何遍も協議をさせていただきまして、1 年間使っていないのでどうにかなりませんかということで、半分ぐらいということで了承していただいたところでございます。

○議長（藏原博敏君） 田中則次君。

○18 番（田中則次君） 借り受けるときの条件等々もあるかと思いますが、結局地震が 4 月に起きたわけでしょう。それからの交渉過程が 27 万円という形で、ほぼ半額近い金になっております。だからその辺のところの交渉というか、やっぱり特別会計、非常にこの阿蘇山の特別会計は厳しい中であってですよ、やっぱりその辺のところ、もう少し交渉していただきたかったなということで質問したわけです。

○議長（藏原博敏君） 経済部長。

○経済部長（吉良玲二君） 大変申し訳ありませんでした。これからですね、こういう状態も考えられますので、本来なら地震後すぐ対応できればよかったです。道路が通れなかったりですね、人的支援のほうに回らして、交渉が遅れまして、このような結果になって反省しております。今後、こういう事態になったら、早急に対応いたします。

以上です。

○議長（藏原博敏君） 他にありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 他に質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 15 議案第 8 号 平成 28 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について

○議長（藏原博敏君） 日程第 15、議案第 8 号「平成 28 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について」を議題といたします。

土木部住環境課長の説明を求めます。

住環境課長。

○住環境課長（古閑政則君） 資料のほうでございます。別冊 4 をお願いいたします。ただ今議題としていただきました議案第 8 号、平成 28 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算についてについて、ご説明いたします。

1 ページでございます。本予算は、5 号補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2 億 1,416 万 3,000 円を減額しまして、10 億 8,573 万 7,000 円といたしております。

4 ページをお願いいたします。繰越明許費でございますが、熊本地震災害に伴います下水道施設災害復旧事業費の予算 3 億 4,147 万 1,000 円を繰り越すものでございます。内訳としましては、阿蘇市浄化センターの災害復旧工事 1 件と、下水道污水管の本復旧工事 9 件、合わせて 10 件を繰り越すものでございます。完了予定としましては、10 月を見込んでおります。

5 ページをお願いします。地方債補正でございますが、事業の見直し、精査によりまして、下水道事業につきましては限度額を 3,490 万円に、災害復旧工事に関しまして限度額を 2 億 7,250 万円に増額するものでございます。

7 ページをお願いいたします。歳入でございますが、款 3 国庫支出金、目 1 下水道事業費国庫補助金に関しましては、既定の額から 1,391 万 4,000 円を減額しまして 2,512 万 9,000 円といたしております。

その次の表の款 3 の国庫支出金、目 1 災害復旧費国庫負担金、既定の額から 2 億 8,885 万 1,000 円を減額しまして、3 億 4,054 万 9,000 円といたしております。

8 ページをお願いいたします。歳出でございます。款 1 総務費、目 2 維持管理費、節 13 委託料でございますが、下水道の維持管理計画に基づきまして、毎年実施しております老朽管の調査でございます。これが地震災害に伴いまして災害復旧事業で実施いたしましたので、150 万円を減額するものでございます。

9 ページをお願いいたします。款 2 事業費、目 1 下水道事業費でございますが、節 13 の委託料の 387 万 6,000 円の減額と節 15 工事請負費の説明の一番下のほうの管渠工事の 1,577 万 5,000 円の減額につきましては、事業計画の見直し、精査により減額するものでございます。また、同じく節 15 の工事請負費の説明の一番上の成川橋仮設管渠工事の 529 万 7,000 円の減額、それと次の処理場改築工事の 1,257 万円の減額につきましては、工法の変更及び協定事業の精算により減額するものでございます。

次の 10 ページをお願いいたします。款 5 災害復旧費、目 1 下水道施設災害復旧費ござい

ますが、節 15 工事請負費の 1 億 4,000 万円の減額に関しましては、国との協議による工法変更、また災害復旧事業全体の補助金、起債等の精査組み替えにより減額するものでございます。

以上によりまして、歳入歳出合計ともに既定の額から 2 億 1,416 万 3,000 円を減額しまして 10 億 8,573 万 7,000 円とするものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

#### 日程第 16 議案第 9 号 平成 28 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について

○議長（藏原博敏君） 日程第 16、議案第 9 号「平成 28 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について」を議題といたします。

市民部ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君） ただ今議題としていただきました議案第 9 号、平成 28 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算につきまして、ご説明申し上げます。

別冊 5 をお願いいたします。1 ページをお願いいたします。本予算につきましては、第 4 号補正でございます。

第 1 条です。既定の予算の総額から歳入歳出それぞれ 1 億 714 万 4,000 円を減額し、歳入歳出それぞれ 43 億 8,397 万 2,000 円と定めました。

4 ページをお願いいたします。歳入でございます。年度末を迎えまして、国・県支出金の額の決定分、それに決算を見込みまして必要額を調整しております。

まず、款 1 国民健康保険税でございます。目 1 一般被保険者国民健康保険税につきましては、1,654 万 4,000 円を減額しております。こちらにつきましては、熊本地震の被災者に対しましての保険税の減免相当額を計上しております。

続きまして、下から 2 段目の款 4 国庫支出金、目 6 災害臨時特例補助金につきましては、今回 368 万 2,000 円を計上しております。こちらにつきましては、熊本地震の被災者に係ります保険税、一部負担金につきましては生活再建支援ということで減免措置をとっております。その平成 28 年度分の減免額につきまして、その 10 分の 2 につきましては、この災害臨時特例補助金で補填されることになっております。

5 ページをお願いいたします。真ん中の行ですが、款 8 共同事業交付金といたしまして、目 1 高額医療費共同事業交付金、目 2 保険財政共同安定化事業交付金と合わせまして 9,898 万 2,000 円を減額しております。この共同事業につきましては、国民健康保険連合会、こちらが事業主となり、市町村からの拠出金を市町村間の保険料の平準化及び財政の安定化を図るために交付されるものでございます。従いまして、歳入合計といたしまして 1 億 714 万 4,000 円の減額といたしました。

6 ページをお願いいたします。歳出でございます。主なものといたしましては、一番下の項目ですが、款7 共同事業拠出金、目1 高額医療費拠出金及び目2 保険財政共同安定化事業拠出金といたしまして5,742万6,000円を減額しております。先ほどの歳入の共同事業交付金に関連するものでございます。こちらにつきましては、国民健康保険連合会に拠出するものでございます。それぞれ決算見込み額に合わせて調整するものでございます。

7 ページをお願いいたします。款10 諸支出金、目1 直診勘定繰出金、こちらにつきましては641万1,000円を減額しております。こちらにつきましては、歳入の特別調整交付金、こちらを財源といたしまして、阿蘇医療センターへ繰り出すものでございます。主にメディカルソーシャルワーカー人件費及び波野診療所運営費といたしまして拠出するものでございます。

款11 予備費で4,360万9,000円を減額しております。一般財源充当分につきましては、財源調整するものでございます。

説明につきましては、以上です。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

#### 日程第17 議案第10号 平成28年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について

○議長（藏原博敏君） 日程第17、議案第10号「平成28年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について」を議題といたします。

市民部ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君） ただ今議題としていただきました議案第10号「平成28年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算につきまして、ご説明申し上げます。

別冊6をお願いいたします。1ページをお願いします。本予算につきましては、第4号補正でございます。第1条、既定の予算の総額から歳入歳出それぞれ917万3,000円を減額し、歳入歳出それぞれ32億7,499万1,000円と定めております。

5ページをお願いいたします。歳入です。

款1 保険料、目1 第1号被保険者保険料につきましては、4,229万4,000円を減額しております。こちらにつきましては、熊本地震に係る保険料の減免相当額を計上しております。

続きまして、款4 国庫支出金、目1 調整交付金及び目4 災害臨時特例補助金につきましては、合わせて3,341万6,000円を増額しております。熊本地震の被災者の保険料及び一部負担金の減免につきましては、国が財政支援することとなっております。

歳入合計で917万3,000円の減額をしております。

続きまして、6ページをお願いいたします。歳出でございます。

下から2段目の款2 保険給付費、目1 介護予防サービス給付費といたしまして400万円増額しております。こちらにつきましては、決算を見込みまして不足分を調整するものでございます。

続きまして、款 8 予備費につきましては、1,337 万 7,000 円を減額しております。こちらにつきましては、財源調整ということで計上しております。

説明につきましては、以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

#### 日程第 18 議案第 11 号 平成 28 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について

○議長（藏原博敏君） 日程第 18、議案第 11 号「平成 28 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について」を議題といたします。

市民部ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君） ただ今議題としていただきました議案第 11 号、平成 28 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算につきまして、ご説明申し上げます。

別冊 7 をお願いいたします。1 ページをお願いします。本予算につきましては、第 4 号補正でございます。第 1 条、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ 347 万 5,000 円を減額し、歳入歳出それぞれ 3 億 8,753 万 4,000 円と定めております。

4 ページをお願いいたします。歳入です。

決算を見込みまして過不足額を調整しております。主なものといたしましては、款 1 後期高齢者医療保険料、目 1 特別徴収保険料につきましては、2,434 万 1,000 円を減額しております。目 2 普通徴収保険料につきましては、2,070 万 6,000 円を増額しております。合計で 363 万 5,000 円の減額となります。この保険料につきましては、熊本県広域連合のほうに納付することになりますので、次のページをお願いいたします。歳出でございますが、歳出の下の段落、款 2 後期高齢者医療広域連合納付金、目 1 後期高齢者医療広域連合納付金といたしまして、先ほどの歳入同額分につきましてをこちらで減額計上しております。

説明につきましては、以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

#### 日程第 19 議案第 12 号 平成 28 年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算について

○議長（藏原博敏君） 日程第 19、議案第 12 号「平成 28 年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算について」を議題といたします。

総務部財政課長の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） ただ今議題とさせていただきます別冊 8 をお願いいたします。

議案第12号、平成28年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算についてご説明をいたします。

1 ページをお願いいたします。第1条になりますが、既定の予算総額から99万8,000円を減額いたしまして、歳入歳出それぞれ1,761万2,000円といたしております。

4 ページをお願いいたします。歳入になります。一番上の段になりますが、款2 使用料及び手数料、目1 水道使用料、この分につきましては、中通の財産区管理会におきまして、熊本地震被害により被害に遭われた部分という形で、4月、5月の2ヶ月間、この部分を全額免除となりましたので、100万円を減額いたしております。

5 ページをお願いいたします。歳出になりますが、款1 委員会費、目1 諸費につきましては、歳入に計上いたしておりますが、ソフトバンクの電波塔の設置に伴う分でございます。その土地賃借料が収入として計上しておりますので、その分の3分の1を牧野組合への交付金という形で支出することになります。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

#### 日程第20 議案第13号 平成28年度阿蘇市水道事業会計補正予算について

○議長（藏原博敏君） 日程第20、議案第13号「平成28年度阿蘇市水道事業会計補正予算について」を議題といたします。

水道局水道課長の説明を求めます。

水道課長。

○水道課長（浅久野浩輝君） ただ今議案とさせていただきます、別冊9でございます。議案第13号、平成28年度阿蘇市水道事業会計補正予算について、説明させていただきます。

5 ページからの明細書でご説明いたします。

6 ページです。収益的支出、管理運営に関する予算です。款、上水道事業費、節、手当、あと賞与、引当金繰入額、修繕費、それぞれ合計270万円増額しております。

7 ページです。資本的収支、施設の建設工事関係の予算でございます。款2 簡易水道事業資本的支出、節の国庫補助金返還金57万6,000円。返還理由としまして、売り上げ以外の補助金収入などを特定収入といい、その割合が5%以下の場合、消費税の納税が控除されます。27年度はその控除の適用を受けたため、いただいた国庫補助金に含まれていた消費税額を返還するものです。

説明については、以上でございます。ご審議、よろしくをお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終了します。

#### 日程第21 議案第14号 平成28年度阿蘇市病院事業会計補正予算について

○議長（藏原博敏君） 日程第 21、議案第 14 号「平成 28 年度阿蘇市病院事業会計補正予算について」を議題といたします。

阿蘇医療センター事務局長の説明を求めます。

医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） ただ今議題としていただきました議案第 14 号、平成 28 年度阿蘇市病院事業会計補正予算について、ご説明をさせていただきます。

別冊 10 をご覧ください。1 ページです。今回、第 4 号補正になります。第 2 条で病院経営に係る予算といたしまして、第 3 条で定めました収益的収入及び支出の予定額をそれぞれ 709 万 4,000 円増額させていただき、24 億 6,394 万 4,000 円としております。

次に、第 3 条になりますが、当初予算書の第 4 条で定めました建物・設備等、資本に係る予算になります。こちらにつきまして、資本的収入を 60 万円増額し、合計 5,629 万 8,000 円とさせていただいております。従いまして、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額を 7,943 万 9,000 円とさせていただいております。

次に、第 4 条になりますが、12 月議会で上程をさせていただきました災害復旧事業に係る起債につきまして、930 万円ということで承認をさせていただいたところですが、このたびです、70 万円追加承認をいただきましたので、借入れの限度額を 1,000 万円ということで変更させていただいております。

第 5 条になります。営業運転資金に充てるため、一般会計から 6,890 万円を上限として借入れをさせていただくということで、ここに文言として上げさせていただいております。

詳細につきましては、7 ページをご覧ください。

まず、収益的収入の収入になりますが、医業収益の入院収益、外来収益をそれぞれ減額させていただきました。これにつきましては、今年の 7 月から内科の樋口先生に就任していただきましたが、11 月末をもって自己都合ということでご退職になられました。そのドクターが 1 人減った分ということでの影響がこれだけ出ると見込みまして、今回減額をさせていただいております。

続きまして、先ほど申し上げました他会計負担金として、一般会計繰入金を 3,883 万 3,000 円増額させていただき、合計 2 億 4,904 万円とさせていただいております。これにつきましては、例年 3 月の議会におきまして、病院で発生しました資金不足額の解消について、市にお願いをしているところでございます。その財源といたしまして、25 年度末の累積欠損金、約 5 億 6,000 万円だったわけなんです、それを分割して繰り入れをさせていただくということと、貸付をさせていただくということで、資金不足の解消を図らせていただきました。参考までに申し上げますと、平成 26 年度末は予算承認の時点で資金不足が 5 億 2,000 万円ほどありました。昨年末が約 3 億円と。今年度末が、先ほどの 3,883 万 3,000 円と貸し付けていただく 6,890 万円を合計した 1 億円ということで、今申し上げましたとおり 2 億円単位です、ここ 3 年間の中で資金不足のほうは解消させていただいておりますので、来年度におきましてはですね、借入れとかをさせていただかなくてよいように経営改善に努めてまいりたいと思っております。

次に、資本的支出になります。医業費用の給与費になりますが、一般会計のほうでご説明がありましたとおり、今回、阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正に伴い、給与費の調整ということで、いわゆる人事院勧告に基づく調整をさせていただいた結果、追加で709万4,000円の増額となる見込みでございます。

次に、9ページをお願いいたします。資本的収入になります。先ほど申し上げましたが、起債の対象の中で当初補助対象外であったものも、設計監督費になりますが、今回起債対象になったので、70万円を増額させて1,000万円にさせていただいております。国庫補助の△10万円につきましては、補助金確定により減額になりましたので、ここで計上させていただきました。

以上で説明終わります。審議、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（藏原博敏君） 医療センター事務局長の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これをもちまして、本日の会議を散会いたします。お疲れでございました。

午後1時34分 散会